

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 各位

横浜市こども青少年局保育・教育支援課長
保育・教育運営課長

令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

日頃より本市の保育・教育行政にご協力・ご理解を頂きありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に見直されることに伴い、「保育所における感染症対策ガイドライン」が改訂されます。

この改訂を踏まえ、本市における 5 月 8 日以降の保育所等における感染症対策について、次のとおり対応をお願いいたします。

また、保護者向けの通知も作成いたしましたので、ご活用ください。

1 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合について

(1) 登園の目安

発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。

火曜日 (0 日)	水曜日 (1 日)	木曜日 (2 日)	金曜日 (3 日)	土曜日 (4 日)	日曜日 (5 日)	月曜日 (6 日)
発症	5 日 間					登園可能
				症状軽快	1 日経過	

(2) 医師の意見書の提出

登園を再開する際、医師の意見書が必要です。保護者に提出を求めてください。

※検査陰性証明書は不要のため、保護者に検査の実施を求めないようにしてください。

(3) 嘱託医（園医）への情報提供・相談

インフルエンザ等と同様に嘱託医（園医）へ感染状況について情報提供してください。

2 感染症等発生報告書について

グループウェア（キントーン）による陽性者の全数報告は令和5年5月7日をもって終了いたします。

今後は、他の感染症と同様に、**10名以上又は全利用者の2割以上発生した場合**、「感染症等発生報告書」様式を使用し、保育・教育施設が所在する区福祉保健センターこども家庭支援課へ速やかにメールにて報告してください。詳細については、資料1「感染症等発生時の報告について」をご参照ください。

3 感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策について

「保育所における感染症対策ガイドライン」（令和5年5月一部改訂）に沿って感染症対策をお願いします。

（基本的な感染対策：「保育所における感染症対策ガイドライン」P32から抜粋）

- ・園児の健康管理（検温など）
- ・手指消毒
- ・共有部分の消毒
- ・保育室及び事務室、休憩室等のこまめな換気

(2) 留意事項

○新型コロナウイルス感染症拡大防止で休止していたものの再開の検討について

これまで休止していた園内での活動や行事などは、再開に向けて検討をお願いいたします。

※例：交流保育、保育参観・参加、うがい、給食当番、保護者の保育室への入室など

○マスクの着用の考え方について

これまでと同様、2歳未満児のマスク着用は奨めません。また、2歳以上児についても、マスクの着用は求めません。大人のマスクの着脱については個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねられます。

・「保育所等におけるマスクの着用の考え方を見直し等について（令和5年2月10日）」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yo-ji/shitukou-jou/kansen/20190329095234280.html>

○発熱の基準について

「保育所における感染症対策ガイドライン（P76）」では、「子ども一人一人の元気な時の「平熱」を知っておくことが重要です。発熱時の体温は、あくまでもめやすであり、個々の平熱に応じて、個別に判断します。」と示されています。

また、平熱プラス1度から1.5度以上という考え方（一般社団法人 日本臨床救急医学会、一般社団法人 日本救急医学会）が示されていますので、ご確認をお願いします。

○季節性インフルエンザに係る意見書の取り扱いについて

令和4年11月9日から医師の意見書の提出が不要としていましたが、新型コロナウイルス感染症と同様に、**令和5年5月8日から医師の意見書の提出が必要**となります。

4 本通知をもって廃止となるものについて

- (1) 「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン（横浜市こども青少年局令和2年8月発行）」
- (2) 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の保育園医への連絡について（令和3年10月8日付こ字第1907号）
- (3) 季節性インフルエンザに係る意見書の取り扱いについて（令和4年11月9日付こ保支第1745号）

5 添付書類

- (1) 【事務連絡】 こども家庭庁通知（令和5年5月2日付こ成基第22号）
 - ・ 保育所における感染症対策ガイドライン
 - ・ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQA（第二十一報）
- (2) 【資料1】 感染症等発生時の報告について
 - ・ (様式) 感染症等発生報告書
- (3) 【資料2】 保護者向けお知らせ
- (4) 【参考様式】 意見書（医師記入）

【感染症に関する問合せ先】 こども青少年局保育・教育支援課人材育成係 電話：045-671-2397 Email：kd-jinzai@city.yokohama.jp	【保育所等の運営に関する問合せ先】 こども青少年局保育・教育運営課 電話：045-671-3564 Email：kd-unei@city.yokohama.jp
---	--